**令和２年度「適合証明技術者業務講習」受講案内**

**今年度より既存住宅状況調査技術者登録の有資格者であることが登録の要件となります。**

|  |
| --- |
| 「適合証明技術者」は、住宅金融支援機構のフラット35（中古住宅）、財形住宅融資（リ・ユース住宅）及びリフォーム融資希望者等の依頼に基づき、書類審査及び現地調査で融資希望物件が住宅金融支援機構の基準に適合しているかの判定業務を行い、適合した物件に適合証明書を発行することができます。「適合証明技術者」の登録には、登録制度の内容、意義及び業務の重要性を十分認識していただくとともに、的確に業務を行っていただくための講習の受講が義務付けられていますので、必ずご受講ください。 |

■主　催　者 共催：一般社団法人宮城県建築士事務所協会

 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会

協力：独立行政法人住宅金融支援機構

■受講対象者 以下①②を満たす方

①建築士事務所に所属する建築士

②既存住宅状況調査技術者資格をお持ちの方、もしくは令和２年度内に既存住宅状況調査技術者資格を取得予定の方

■講習日程 令和2年１１月２０日（金）１３：３０～１７：３０（受付開始１３：００）

■会　　　場 宮城県建築設計会館（定員：６０名）

 所在地：仙台市青葉区上杉２丁目２-４０

■登録料等　《　受講料・テキスト代・登録料　》１名様分

※今年度より既存住宅状況調査技術者登録の更新に合わせて、ご希望の有効期限に応じた登録料でお申込みいただけます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 登録料 | 受講料 | テキスト代 | 合計 |
| (１年間)　６，１６０円 | ９，３５０円 | ４，９５０円 | (１年間)２０，４６０円 |
| (２年間)１２，３２０円 | (２年間)２６，６２０円 |
| (３年間)１８，４８０円 | (３年間)３２，７８０円 |

■申請方法　(郵送受付)新型コロナウイルス感染拡大防止の為、郵送受付と致します。

・登録料等の金額を下記口座にお振込みいただき、振込明細のコピーを添付　して必要書類と共に郵送してください。

《　振　込　先　》

　口座番号　　七十七銀行　　芭蕉の辻支店　普通　０１７８６０８

　口座名義　　ｼﾔ）ﾐﾔｷﾞｹﾝｹﾝﾁｸｼｼﾞﾑｼｮｷﾖｳｶｲ

　　　　　　　　　　　　　※振込手数料は各自ご負担願います。

■送付先　　〒980-0011　仙台市青葉区上杉２丁目2-40

(登録窓口)　　　　　　　(一社)宮城県建築士事務所協会　まで

■必要書類

　　　　　　①登録申請書　(A4判で作成)　　　　　　　　 ①～③はダウンロード可能

　　　　　　②適合証明業務に関する確認書　(A3で作成)　　　　(ホームページより)

　　　　　　③受講申込書　(A4判で作成)

　　　　　　④建築士事務所を証する書類の写し(事務所登録通知書)　１枚

　　　　　　⑤登録予定建築士の建築士免許証の写し　１枚

　　　　　　⑥登録予定建築士の写真(縦3.0㎝×横2.4㎝)　２枚

(カラー(白黒不可)・無帽・無背景・正面(胸部より上部)・撮影３か月以内のもの)

　　　　　　⑦運転免許証またはパスポート等の公的機関発行の写真付き資格等の写し　　1枚

　　　　　　⑧既存住宅状況調査技術者講習の修了証明書または資格者証の写し　　1枚

　　　　　　　　(令和２年度に受講する予定の方は後日提出。１２月中旬までに資格有効期限がわかる書類の写しを提出してください。)

　　　　　　⑨振込支払明細のコピー

　　　　　　⑩受講券返信用封筒　(宛先明記、８４円切手貼付)

■CPD　　　建築CPD情報提供制度の認定プログラムとなる予定（３認定時間）。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時間 | 内容 | 講師 |
| 13:30～13:40（10分） | あいさつ（適合証明業務の重要性について） | 建築士事務所協会役員等 |
| 13:40～17:10（210分、休憩を含む） | 業務の重要性、留意事項の確認、融資対象となる住宅と物件検査の流れ、一戸建て等の物件検査、マンションの物件検査、フラット35S中古タイプの物件検査、劣化状況に関する物件検査、物件検査が省略できる事例、リフォーム融資の物件検査、適合証明業務システム入力方法　など | DVD講習（住宅金融支援機構） |
| 17:10～17:30（20分） | 理解度確認チェック |  |

■講習予定

注意事項

1．登録予定建築士本人以外は受講できません。

2．受講票を当日必ずご持参の上、受付にご提示ください。

3．講習テキスト「適合証明技術者実務手引 令和2年度改訂版｣は、講習当日にお渡しします。

4．鉛筆、消しゴムと、重要箇所のチェックに蛍光ペン等が必要ですのでご持参ください。

5．講習を受講しない場合、「登録証明書」は交付されません。遅刻、途中退室した場合も同様です。

6．「登録証明書」は、3月以降、登録機関から登録開設者宛てに簡易書留で郵送します。

7．納入された受講料は、主催者の責により講習を受講できなかった場合を除き、返還しません。